

宮城県農業用水利施設小水力等発電推進協議会 規約

平成25年3月25日制定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協議会は、宮城県農業用水利施設小水力等発電推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、農業・農村の活性化や農業用水利施設を巡る市町村・土地改良区の維持管理費の低減を図るべく、農業用水利施設を活用した小水力等発電施設の導入に向け、会員の取組の支援や相互の情報共有及び研修等を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「事業」という。）について協議を行う。

- (1) 小水力等発電の情報や課題の提供・共有及び研修等に関する事項。
- (2) 小水力等発電の普及啓発に関する事項。
- (3) 小水力等発電事業関係者の連携に関する事項。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項。

2 協議会は、前項各号に関する事業を宮城県土地改良事業団体連合会に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(協議会の会員及び委員)

第4条 協議会の会員は、宮城県、宮城県土地改良事業団体連合会、市町村及び土地改良区とする。

2 協議会の委員は、前項の会員の代表者が推薦した者とする。

(会員の加入・脱退)

第5条 協議会の加入及び脱退は、その事項を記載した書面を提出することによって行うものとする。

(会費)

第6条 協議会の会費は、これを徴収しない。

(届出)

第7条 会員は、代表者並びに委員に変更があったときは、遅滞なく会長にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 監事 2名
- 2 前項の役員は、第4条に定める委員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第9条 会長は、会務を総理し、総会及び役員会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、協議会の業務及び会計の状況を監査しその結果を総会に報告する。
また、次の各号に掲げる事由による場合は総会を招集する。
 - (1) 会長の職務をおこなう者がないとき
 - (2) 監査終了後1年経過しても会長が総会を招集しないとき
 - (3) 監査の結果不正な事実を発見し、早急に報告が必要なとき
- 4 役員は次の各号について審議をおこなうため、役員会を開催する。
 - (1) 総会に提出する議案の審議
 - (2) 予算の流用
 - (3) その他会長が必要と認めた事項
- 5 役員会は、会長が招集し役員現在数の過半数により成立する。また、必要に応じてオブザーバー等の出席を求めることができる。
- 6 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠選任又は増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

- 第11条 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。
- 2 役員となっている委員の変更があったときは、後任となった委員がその職務を継承する。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

第4章 幹事会等

(幹事会)

第13条 協議会に、特定の事項を協議する幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の運営等については会長が別に定める。

(オブザーバー)

第14条 協議会にはオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは会長が指名する。
- 3 オブザーバーは、必要に応じて総会に出席し、意見を述べることができる。

第5章 総会

(総会の招集)

第15条 総会は会長が招集する。ただし、第9条第3項の規定による場合は監事がこれをおこなう。

- 2 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条の2 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員は、総会において、各1票の議決権を有する。
- 3 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 4 前項の書面は、総会の開催日の前日までに協議会に到達しないときは、無効とする。
- 5 第3項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 6 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 7 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 議長は、委員として総会の議決に加わることができない。

(議決事項)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について審議決定する。

- (1) 協議会規約の変更及び規程の制定・改廃
- (2) 役員の選任
- (3) その他協議会の運営に関する重要な事項

第6章 事務局等

(事務局)

第17条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、宮城県土地改良事業団体連合会内に事務局を置く。

(事務の取扱い)

第18条 協議会の事務取扱いの方法については、この規約で定めるもののほか、事務取扱規程によるものとする。

2 前項にかかわらず、会長が必要と認めた場合は総会の議決を経て、規程を制定することができる。

第7章 会 計

(事業年度)

第19条 協議会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第20条 事業に要する経費は、次の各号に掲げるものによるものとする。

- (1) 補助金
- (2) その他収入

第8章 雜 則

(その他)

第21条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成25年3月25日から施行する。

附 則 (平成26年11月27日改正)

1 この規約は、平成26年11月28日から施行する。